

第4回化審法施行状況検討会の開催について

平成27年12月14日

経済産業省製造産業局化学物質管理課

平成21年に改正した化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の附則において、施行後5年を経過した場合において、改正後の法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。そこで、本年8月に環境省と経済産業省では、「化審法施行状況検討会」を合同で設置し、施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を進めています。

日時：平成27年12月24日（木）15：00～17：00

場所：経済産業省別館1階101-2、103、105共用会議室

http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html

議題（案）：

- ① 化審法における適切な化学物質管理と関連する取組について
- ② その他

その他：

1. 以下のURLからお申し込み下さい。

URL（傍聴申込）：<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2015/cscl1224.html>

ページ右上欄の「お申し込み」ボタンから必要事項をご記入のうえ、**12月17日（木）まで**にお申し込みください。お申し込みを頂くと御登録いただいたメールアドレス宛てに受付確認のメールが送付されます。お申し込みは、傍聴希望者1人につき1回といたします。なお、本開催案内は、厚生労働省・環境省においても実施していますが、厚生労働省・経済産業省・環境省の傍聴希望の申込み先は同一なので、複数の省にお申し込みいただく必要はありません。

カメラ撮りを希望のマスコミ関係者の方も、同様にお申し込みください。カメラ撮りについては、会議の冒頭のみでお願いします。また、必ず自社腕章を携帯願います。

2. 傍聴人数は約60名を予定しています。参加人数が傍聴可能人数を超えた場合は抽選といたします。抽選の結果、傍聴可否については、平成27年12月21日（月）までにご登録いただいたメールアドレス宛てに御連絡いたします。

3. 傍聴可の方は、[2]のメールを印刷したものを傍聴券といたしますので、傍聴の際には身分を証明するものと合わせて御持参願います。なお、検討会の会場は、経済産業省の入館ゲートの外なので、直接、会場（経済産業省別館 1 階 105 共用会議室）までお越し下さい（経済産業省の一時通行証は不要になります）。

お問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 神取

電話：03-3501-0605

FAX：03-3501-2084

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第1部 環境リスクチーム 中村、生田、井上

電話：03-5281-5491

FAX: 03-5281-5466

※みずほ情報総研株式会社は、環境省からの委託を受け、本検討会の運営等を行っています。